

# 公務員賠償責任保険Q&A

## 1. 保険加入・解約について

**Q** この保険の契約者は誰でしょうか？

**A** 一般財団法人広島市職員互助会が保険契約者となります。保険証券・約款は、一般財団法人広島市職員互助会が保管します。ご加入された方には個々に加入者証を発行しお届けします。

**Q** この保険に加入することができる人は？

**A** この保険に加入することができるのは、一般財団法人広島市職員互助会の会員(地方公務員)です。ただし、一般財団法人広島市職員互助会の会員の方でも、特別職の方々は加入することはできませんのでご注意ください。(副市長、教育長、定年再雇用嘱託の方は加入できます。)

**Q** 今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となり、嘱託として再任用されました。引続き一般財団法人広島市職員互助会の会員ですが、この保険に継続して加入できますか？

**A** 加入できます(市立病院機構、関係団体等へ再任用された方は継続加入できません)。

**Q** 今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となり、嘱託として再任用されました。引続き一般財団法人広島市職員互助会の会員ですが、保険契約は継続しないでおこうと思います。何か気をつける点はありますか？

**A** 10月1日以前の行為に起因する損害賠償請求等が5年間補償されますが、10月1日以降の行為に起因する損害賠償請求等は補償対象外となりますのでご注意ください。

**Q** 今までこの保険に加入していましたが、保険期間中に定年退職となりますので、この保険を解約しようと考えています。何か気をつける点はありますか？

**A** 保険期間中に解約されますと、解約された日以降に発生した損害賠償請求等は補償されませんのでご注意ください。

**Q** 他の地方自治体や外郭団体へ派遣(出向)した場合、派遣先の業務に起因して発生する損害賠償請求等は補償されるのでしょうか?派遣後も一般財団法人広島市職員互助会の会員です。

**A** 派遣後も「地方公務員の身分であること」、「一般財団法人広島市職員互助会の会員であること」、「公務員としての責任を負うこと」の3つの条件をすべて満たしている場合は、派遣後も加入いただくことができ、派遣先の業務に起因して発生する損害賠償請求等も補償されます。

## 2. 保険加入の必要性について

**Q** 平成14年9月の地方自治法の改正により、住民訴訟の場合、地方公務員個人には争訟費用※は不要になったのではないのでしょうか？

**A** 平成14年9月の地方自治法の改正により、4号訴訟により地方公務員個人に対する住民訴訟が提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、この訴訟では地方公務員個人の費用負担は必要なくなりました。しかし、地方公務員個人は、「正当な行為をおこなった」として住民と自治体の執行機関との間の訴訟に弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用※は、この保険の対象となります。  
※当社の同意を得て支出した、着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴及び和解した場合の弁護士への成功報酬

**Q** 住民訴訟以外で、地方公務員個人が訴えられることがあるのですか？

**A** あります。「窓口対応が悪い」、「説明不足である」等を理由に「名誉を毀損された」として慰謝料請求訴訟がなされた事例がありました。また、地方公務員の不作為を原因とする訴訟もあります。最近では、本来想定していなかった地方公務員個人に対する不法行為責任等による訴訟が提起されることもあるようです。地方公務員個人に対する争訟費用は、地方自治体が負担することが難しいため、この保険に加入する地方公務員は増えています。なお、刑事訴訟の争訟費用は補償の対象外となりますのでご注意ください。

**Q** 消防職員の消火活動が原因で訴訟提起された場合は補償の対象となりますか？

**A** 補償の対象となります。  
ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。

### 3. 補償内容について

**Q** セクシャルハラスメントやパワーハラスメントで訴訟を提起された場合は補償されますか？

**A** 第三者からセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを受けたとして訴訟を提起された場合、争訟費用に加え、損害賠償金も補償の対象になります。

**Q** 住民監査請求が発生し、監査勧告により支払い命令を受けた場合は補償されますか？

**A** 補償の対象となります。  
ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。

**Q** 過去の公務に起因して発生した訴訟は補償されますか？

**A** 加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、訴訟が提起された場合も補償の対象となります。  
ただし、既に提起されている損害賠償請求等や損害賠償請求等がなされたことを知っている場合は、補償対象外となる場合がありますのでご注意ください。

### 4. その他

**Q** この保険について詳しく質問したい(相談したい)場合は？

**A** 下記電話番号にご連絡ください。また、事故が発生した場合もご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広島支店 マーケット開発課  
TEL:050-3462-8339【平日AM9時～PM5時】(土日祝日および年末年始を除きます。)